

東京都脳卒中医療連携推進事業実施要綱

平成 20 年 4 月 22 日付 20 福保医政第 77 号

改正 平成 24 年 2 月 9 日付 23 福保医政第 1591 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日付 29 福保医政第 2265 号

第 1 目 的

脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる仕組みを構築するとともに、地域において急性期から回復期、在宅療養に至るまで切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築することを目的とする。

第 2 事業内容

- (1) 脳卒中急性期搬送体制の構築
- (2) 急性期から回復期、在宅療養に至るまでの連携方法の検討
- (3) 地域における医療資源調査
- (4) 医療連携に参加する医療機関のリスト作成・周知
- (5) 地域連携クリティカルパスの活用促進
- (6) 都民及び医療従事脳卒中者に対するに係る普及啓発
- (7) その他、脳卒中医療連携体制の構築について必要な事業

第 3 東京都脳卒中医療連携協議会の設置

(1) 目 的

脳卒中医療連携について、東京都全域で統一的に定めるべき事項、広域的に対応すべき事項を取り扱うために、東京都脳卒中医療連携協議会を設置する。

(2) 協議内容

次に掲げる事項について協議する。

- ア 東京都全域の脳卒中急性期搬送体制の構築
- イ 急性期搬送体制の評価・検証方法の検討
- ウ 圏域を越えた急性期から回復期、在宅療養に至るまでの連携体制の構築
- エ 地域連携クリティカルパスの活用促進
- オ 都民に対する脳卒中に係る普及啓発

カ その他、脳卒中医療連携体制について、全都的な検討が必要な事項

(3) 委員の構成

学識経験者、本要綱第4に定める各脳卒中医療連携圏域別検討会を代表する者、東京都医師会、行政機関職員、その他関係団体で福祉保健局長が必要と認める者から構成する。

第4 脳卒中医療連携圏域別検討会の設置

(1) 目的

脳卒中医療連携について、地域において必要な取組を行うために、原則として、東京都保健医療計画で定める二次保健医療圏を単位とした、脳卒中医療連携圏域別検討会を設置する。

(2) 実施事項

検討会は、次に掲げる事項を実施する。

なお、アについては、各圏域の実情に応じて(ア)から(エ)のうち1つ以上の項目に関する取組を行うものとする。

ア 地域における脳卒中医療連携の推進

(ア) 急性期から回復期、維持期（在宅生活期）に至るまでの連携に関する取組状況の検証及び連携の充実

(イ) 地域における脳卒中医療連携に関する情報の把握及び共有

(ウ) 地域における脳卒中医療連携に資するツールの作成及び活用促進

(エ) 地域連携クリティカルパスの活用促進

イ 地域の住民や医療従事者に対する脳卒中に係る普及啓発活動

ウ その他、脳卒中医療連携を推進する上で、地域の特性に応じて必要と認めるもの

(3) 検討会の構成

地域の中核病院、地区医師会、区市町村、保健所、その他関係機関から構成する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。